

スキルアップ研修①

ケアプラン作成の根拠が説明できる課題整理総括表

課題問題

- 課題整理総括表の説明について、正しい文章となるよう適切なものを選んで **A**～**N**のアルファベットまたは選んだ語句を答案用紙に記載してください

課題整理総括表の趣旨

課題整理総括表の目的は、介護支援専門員が把握した要介護者等の基本的な情報を多職種で共有するとともに、居宅サービス計画書様式第2表の要介護者等の「生活全般の課題（ニーズ）」を導き出すにあたって、

- ① **A** 専門職としてどのような考えで課題分析を行なったのかを明らかにする
- B** サービス提供にかかる時間を短縮し、専門職の可能性を広げる

ことにある。特に課題整理総括表の「見通し」欄を整理することをきっかけに多職種間の連携やOJTにおける助言・指導等を実施しやすくすることをねらいとしている。

課題整理総括表の活用にあたって重要なことは、ニーズを導くにあたり、

- ② **C** 専門職主導で行なったサービスの妥当性を要介護者等に説明する
- D** 利用者の意向を引き出しつつ専門職として客観的に判断する

ことである。

課題整理総括表の考え方

課題整理総括表は③ **E** アセスメントツールであり **F** アセスメントツールではなく 情報の収集と

分析を行ない、課題を抽出する上で、課題のとらえ方に抜けや漏れがないかどうかをまとめる総括表である。

したがって課題整理総括表は、④ **G** ケアプラン（原案）を作成する前 **H** サービス担当者会議の後

のタイミングで作成することが望ましい。

介護支援専門員が作成する課題整理総括表は、要介護者等の思いや状況を踏まえて、介護支援専門員の専門性を生かした課題分析の結果を整理したものとなる。様々な情報を収集したうえで、要介護者等の望む生活の実現に向けて、

- ⑤ **I** 要介護者等の満足感よりも、提供可能なサービスを優先する
- J** 介護支援専門員として総合的に分析、判断した結果を記載する

ことを想定している。

スキルアップ研修①

ケアプラン作成の根拠が説明できる課題整理総括表

課題整理総括表の記載要領（「状況の事実」の「現在」欄）

この欄には、利用者宅の訪問や利用者・家族との面談、関係者や他の専門職からの申し送り等で把握した情報（事実）に基づき、各項目について、それぞれ

日常的にしているかどうかを⑥

K	本人からの聞き取りを原則として、
L	ケアマネジャーが判断し、

選択した現在の状況についていずれか（「自立・見守り・一部介助・全介助」または「支障なし・支障あり」）に○印を記入する。

課題整理総括表の記載要領（「自立した日常生活の阻害要因」欄）

収集した情報に基づき、利用者の自立を阻害している根本的な要因を最大6項目程度に絞り込み、この欄に記載する。

なお、要因として疾患がとらえられる場合も多いと考えられるが、疾患に応じた療養や健康管理が十分にできていないという状況が生活に影響を及ぼすものである。つまり、この欄には

⑦

M	その疾患に応じた療養や健康管理等も含めて整理し、
N	客観的な情報が記載されるよう疾患名のみを

 記載すること

が望ましい。

スキルアップ研修①

ケアプラン作成の根拠が説明できる課題整理総括表

課題問題

- 以下のそれぞれの問題文を読み、適切なものを選んで番号を答案用紙に記載してください

問題⑧ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）で定める基本方針に示されている内容として正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 居宅における自立した日常生活への配慮
- 2 利用者自身によるサービスの選択
- 3 保険給付の重点的な実施
- 4 公正中立
- 5 高齢者虐待の通報

問題⑨ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）で定める指定居宅介護支援の具体的取扱方針に示されている内容として正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 サービス担当者会議の要点を利用者に交付する
- 2 作成した際に、利用者に交付する
- 3 作成後、保険者に提出する
- 4 介護支援専門員は、計画に位置付けた指定訪問介護事業者に対して、訪問介護計画の提出を求める
- 5 サービス担当者会議の出席者の招集は、地域包括支援センターが行なう

問題⑩ 居宅サービス計画原案の作成について適切なものはどれか。3つ選べ。

- 1 利用者の家族の希望も勘案する
- 2 利用者が入院中であっても、必ず居宅を訪問して行なう
- 3 身体機能だけでなく、置かれている環境についても検討する
- 4 地域における指定居宅サービスが提供される体制を勘案する
- 5 初回の面接で利用者の状況をすべて把握しなければならない